

2. 建築基準法施行令 (抜粋)

(令和5年 5月 26日一部改正・施行)

(定期報告を要する建築物等)

第16条 第1項、第2項 (省略)

3 法第12条第3項の政令で定める特定建築設備等は、次に掲げるものとする。

- 一 第129条の3第1項各号に掲げる昇降機 (使用頻度が低く劣化が生じにくいことその他の理由により人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。)
- 二 (省略)

(適用の範囲)

第129条の3 この節の規定は、建築物に設ける次に掲げる昇降機に適用する。

- 一 人又は人及び物を運搬する昇降機 (次号に掲げるものを除く。) 並びに物を運搬するための昇降機でかごの水平投影面積が1平方メートルを超え、又は天井の高さが1.2メートルを超えるもの。 (以下「エレベーター」という。)
 - 二 エスカレーター
 - 三 物を運搬するための昇降機で、かごの水平投影面積が1平方メートル以下で、かつ、天井の高さが1.2メートル以下のもの。 (以下「小荷物専用昇降機」という。)
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる昇降機については、それぞれ当該各号に掲げる規定は、適用しない。
- 一 特殊な構造又は使用形態のエレベーターで国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの 第129条の6、第129条の7、第129条の8第2項第二号、第129条の9、第129条の10第3項及び第4項並びに第129条の13の3の規定
 - 二 特殊な構造又は使用形態のエスカレーターで国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの 第129条の12第1項の規定
 - 三 特殊な構造又は使用形態の小荷物専用昇降機で国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの 第129条の13の規定

(工作物の指定)

第138条 第1項 (省略)

- 2 昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物で法第88条第1項の規定により政令で指定するものは、次の各号に掲げるものとする。
- 一 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの (一般交通の用に供するものを除く。)
 - 二 ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
 - 三 メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
- 3 (省略)